

三重縣公報(日刊) 明治二十五年三月二十六日 第三種郵便物認可

三重縣公報

第四千五百十六號

昭和十七年十二月十日

木曜日

縣令

●三重縣令第一百十三號

三重縣漁業生產獎勵施設補助金交付規程左ノ通定ム

昭和十七年十二月十日

三重縣知事 曾 我 梶 松

三重縣漁業生產獎勵施設補助金交付規程

第一條 知事ハ漁業生產獎勵ノ爲本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二條 補助金ハ別表ニ掲グルモノニ對シ之ヲ交付ス但シ別ニ團又ハ縣ヨリ獎勵金、補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受クベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添付シ毎年二月十五日迄ニ之ヲ知事ニ提出スベシ

一 事業計畫書

二 收支豫算書

三、施設ノ仕様書及圖面

補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ガ團體ナル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依リ添付スベキ書類ノ外左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

- 一 定款、會則又ハ規約
- 二 總會ノ決議ヲ證スル書類
- 前三項ノ書類ノ外知事ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ
- 第四條 第二條ノ費用ニ對スル補助金交付ノ許可ヲ受ケタル者前條ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ豫メ知事ニ届出ツベシ
- 第五條 補助金交付ノ許可ヲ受ケタル者補助金交付ノ許可ヲ受ケタル施設ヲ讓渡セムトスルトキハ知事ノ認可ヲ受クベシ
- 前項ノ認可アリタルトキハ讓受人ヲ以テ補助金交付ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス
- 第六條 補助金交付ノ許可ヲ受ケタル者ハ補助金ノ交付ヲ受クベキ施設ニ付知事ノ指定シタル検査員ノ検査ヲ受クベシ
- 第七條 補助金交付ノ許可ヲ受ケタル者補助金ノ交付ヲ請求セントスルトキハ施設又ハ事業完了後請求書ニ精算書ヲ添付シ之ヲ知事ニ提出スベシ
- 第八條 補助金ノ交付ヲ受ケタル施設ハ補助金ノ交付ヲ受ケタル日ヨリニ年間知事ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ讓渡シ其ノ用途ヲ變更シ又ハ其ノ使用ヲ廢止スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 前項ノ規定ニ依リ讓渡ノ許可アリタルトキハ讓受人ヲ以テ補助金交付ヲ受ケタル者ト看做ス
- 第九條 知事必要アリト認ムルトキハ補助金ノ交付ヲ受ケタル者又ハ其ノ承繼人ニ對シ其ノ事業ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ書類、帳簿若ハ業務執行ノ狀況ヲ検査セシムルコトアルベシ
- 第十條 補助金交付ノ許可ヲ受ケタル者又ハ補助金ノ交付ヲ受ケタル者若ハ其ノ承繼人左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ補助金交付ノ許可ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命

ズルコトアルベシ

- 一 本則ノ規定ニ違反シタルトキ
- 二 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
- 三 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條中二月十五日トアルハ昭和十七年度ニ限リ昭和十八年一月三十一日迄トス

別 表

施設事項

施 設

範 圍

補 助 主 體

補助金ノ標準

- 一、漁獲物増産 一 淺海増殖ニ要スル費用 漁業組合、漁業組 費用ノ十分ノ五
- 二 淡水増殖ニ要スル費用 同
- (一) イセエビ、アワビノ種苗ノ放養 合聯合會、水産會 以內
- (二) 石花菜(ヒラクサ、オホブサ及オニク サヲ含ム)、若布ノ附着面ノ造成 其ノ他知事ノ適當ト認ムル團體
- (三) イセエビ、アワビノ發生場ノ造成

二 淡水増殖ニ要スル費用

(一) 鯉類、公魚、鰯等種苗ノ配給又ハ放流設

備竝ニ事業

(二) 大陸産草魚等種苗ノ購入移植

三 左ニ掲グル沿岸漁獲物増産ノ爲メ漁具漁 漁業組合、水産會其

法ノ改良轉換ニ必要ナル設備又ハ魚巢ノ設置ニ要スル費用

ノ他知事ノ適當ト認ムル團體

費用ノ十分ノ五以內

(一) 資材消費量ノ割合ニ漁獲效率大ナル網具及釣具ノ新調又ハ副漁具ノ新設、又ハ購入

(二) 魚類用、及び用又ハなまこ用ノ魚巢設置

四 左ニ掲グル電氣集魚燈普及ニ必要ナル集魚燈設備又ハ充電設備ニ要スル費用

漁業組合、漁業組合聯合會其ノ他知事ノ適當ト認ムル團體

費用ノ三分ノ一以內

(一) 集魚燈設備ニ在リテハ電氣集魚燈ニ必要ナル蓄電池、燈具、コード、電球及遮光具等ノ設備一式ノ新設

漁業組合、漁業組合聯合會其ノ他知事ノ適當ト認ムル團體

(二) 充電設備ニ在リテハ整流器、變壓器、配線工事及充電所ノ建築

五 漁船「ビルジ」ノ簡易油水分離器ノ設備ニ要スル費用

漁業組合其ノ他知事ノ適當ト認ムル團體

費用ノ十分ノ五以內

二、漁業改善施設

一、漁業經營費低減施設ニ要スル費用

(一) 左ニ掲グル施設ニ要スル費用

本縣内ニ船籍(總噸數五噸未滿ノ漁船)アリテハ碇繋シテ本縣内ニ住所ヲ有スルモノ

二十五馬力ヲ超

噸數五噸未滿ノ漁船(碇繋シテ本縣内ニ住所ヲ有スルモノ)

ユル馬力ノモノニ付テハ其ノ費用ノ十分ノ三以內二十五馬力以下ノ馬力ノモノニ付テハ其ノ費用ノ十分ノ五以內

(二) 漁船ノ保藏設備(防熱設備及冷藏設備ニ限ル)ノ新造又ハ改造

漁船ノ新造ニ要スル費用ニ對スルモノニ在リテハ漁船ノ新造費(機關及保藏設備ノ費用ヲ除ク)ノ十分ノ三以內改造ニ要スル費用ニ對スルモノニ在リテハ其ノ費用ノ十分ノ五以內

(三) 漁船ノ推進能率増進ノ爲必要ナル船首部及船尾部ノ新造又ハ改造

(四) 漁業用燃油槽又ハ其ノ附屬設備ノ新設、増設、改造又ハ購入ニ要スル費用

漁業組合又ハ漁業組合聯合會

(五) 漁船修理設備又ハ其ノ附屬設備ノ新設、増設、改造若ハ購入ニ要スル費用

漁業組合聯合會、水産會其ノ他知事

(六) 漁業用燃油槽又ハ其ノ附屬設備ノ新設、増設、改造又ハ購入ニ要スル費用

費用ノ三分ノ二以內

(七) 漁船修理設備又ハ其ノ附屬設備ノ新設、増設、改造若ハ購入ニ要スル費用

費用ノ範圍内

漁船修理設備又ハ其ノ附屬設備ハ
船體及機關ノ二種トシ各別ニ設置
シ得ルコト其ノ設備ハ陸上固定設
備ノミニ限ラズ移動スルモノニモ
設置シ得ルモノトス

(四) 漁船機關修理巡廻技術員ノ設置ニ要
スル費用

補助金ハ技術員ノ俸給及旅費額ニ
對シ交付ス

二、左ニ掲グル漁業共同施設ニ要スル費用

(一) 販賣設備ニ在リテハ水産物ノ共同販
賣所、共同出荷所又ハ其ノ附屬設備
ノ新設、増設、改設又ハ購入

(二) 製造、加工又ハ處理設備ニ在リテハ
水産物ノ製造場、加工場、若ハ處理場
又ハ同上ノ爲使用スル機械器具ノ新
設、増設、改設又ハ購入

(三) 貯藏設備ニ在リテハ水産倉庫、冷蔵
庫(小型ニシテ凍結設備ナキモノ)、
貯水庫(水藏庫)其ノ他水産物又ハ漁

業用品ノ貯藏設備ノ新設、増設、改設
又ハ購入

ノ適當ト認ムル團
體

水産會其ノ他知事
ノ適當ト認ムル團
體

費用ノ範圍内

漁業組合、漁業組
合聯合會其ノ他知
事ノ適當ト認ムル
團體

費用ノ十分ノ五
以內

(四) 漁船又ハ漁具設備ニ在リテハ漁船、
漁具、副漁具、船納屋漁具納屋又ハ網
染場、網干場、其ノ他漁具ノ保強設備
ノ新造、改造又ハ購入

(五) 運搬設備ニ在リテハ水産物ノ運搬ノ
用ニ供スル船、車(車庫ヲ含ム)又ハ
機械器具ノ新造、改造又ハ購入

(六) 養殖設備ニ在リテハ水産物ノ蕃殖場
蕃養場、種場、人工孵化場其ノ他ノ
養殖設備ノ新設、増設、改設又ハ購
入

(七) 漁礁設備ニ在リテハ「コンクリート」
礁、蛇籠其ノ他ノ物ノ沈設ニ依ル漁
礁ノ新設又ハ増設

(八) 給水設備ニ在リテハ漁業又ハ漁獲物
ノ處理、加工若ハ製造其ノ他漁業ト
密接ナル關係ヲ有スル事業ノ爲必要
ナル水ノ供給ニ關スル設備ノ新設、

増設、改設又ハ購入

- (九) 増設、改設又ハ購入
水産物ノ共同集荷ノ爲必要ナル事業ノ經營
- (十) 漁船救難設備
漁船遭難又ハ豫防ノ用ニ供スル救難船、格納屋、標識、信號標其ノ他ノ設備ノ新造、改造又ハ購入

費用ノ十分ノ六以内

三、左ニ掲グル漁業用無線通信施設ニ要スル費用

- (一) 漁業用無線電信電話設備、漁業用無線電信設備若ハ漁業用無線電信設備ノ設置
- (二) 補助金ハ無線機器購入費、取付費ニ對シ之ヲ交付ス
- (三) 農林省ノ適當ト認ムル規格ニ適合スルモノニ限ル
- (四) 船舶安全法ニ依リ無線電信ノ施設ヲ強制セラレザル漁船ニ施設スルモノナルコト

本縣内ニ船籍ヲ有スル漁船ノ所有者ニシテ本縣内ニ住所ヲ有スルモノ
費用ノ十分ノ五以内

三、漁業用資材及勞力調整施設

- (一) 漁船用瓦斯發生裝置ノ設置ニ要スル費用
- (二) 補助金ハ瓦斯發生裝置ノ購入費、運搬費及据附費ニ對シ之ヲ交付ス
- (三) 瓦斯發生裝置ハ農林大臣ノ指定シタル種類及型式ノモノニ限ルコト
- (四) 小形重油發動機漁船ノ帆走化ニ要スル費用
- (五) 瓦斯化困難ナル小形燒玉機關等ヲ備ヘタル漁船ニシテ帆走化ヲ爲サントスルモノナルコト
- (六) 補助金ハ帆檣ノ新設、帆布ノ購入及滑車綱具等ノ附帶裝備費ニ對シ交付

漁業組合聯合會、水産會、漁業組合其ノ他知事ノ適當ト認ムル團體
本縣内ニ船籍(又ハ碇繋場)ヲ有スル漁船ノ所有者ニシテ本縣内ニ住所ヲ有スルモノ
本縣内ニ船籍(又ハ碇繋場)ヲ有スル漁船ノ所有者ニシテ本縣内ニ住所ヲ有スルモノ
費用ノ三分ノ二以内
費用ノ二分ノ一以内
費用ノ十分ノ五以内

ス
 ◎ 帆走化ヲ爲シタル場合現在据附ノ機關ハ港ノ出入又ハ操業等特ニ必要ナル場合ニ之ヲ使用スルヲ妨ゲザルモノトス
 三、沿岸小形漁船用共同曳船ノ購入ニ要スル費用
 漁村勞力調整並ニ應召漁家ノ銃後援護ノ目的ノ爲メ設備サルル沿岸小形漁船用共同曳船ニ對シ交付ス

漁業組合、市、町又ハ村
 費用ノ十分ノ五以内

告示

●三重縣告示第千四百三

昭和十二年一月三重縣告示第百四十八號ヲ以テ定メタル方面委員ノ定數ヲ昭和十七年十二月一日左ノ通變更セリ

昭和十七年十二月十日

方面

多氣郡下御絲村

方面委員定數

六人

三重縣知事

曾

我

梶

松

廣告

●工事入札公告

- 一、桑名郡古濱村大字猪飼地内多度北大社停車場線道路復舊
- 一、三重郡桶町大字南五味塚地内鈴鹿川派川右岸河川復舊
- 一、鈴鹿郡久間田村大字岸田地内内部川右岸河川復舊
- 一、安濃郡河内村字岩坂地内阿波椋本線道路復舊
- 一、度會郡内城田村大字大野木地内宮川左岸河川復舊
- 一、左記三廉ヲ一廉トシテ入札
桑名市大字上ノ輪新田地内津岐阜線道路改修二號
- 一號
同市大字同地内同線同六五號同市大字同地内同

右請負希望ノ者ハ當廳監理課又ハ所屬土木出張所ニ就キ規程設計仕様書圖面竝ニ實地熟覽ノ上來ル十二月十五日午後十時迄ニ當廳へ到達スル様に入札書ヲ郵

送スベシ翌十六日午前十時開札ス

昭和十七年十二月

三

重

縣

燃え立つ援護に明るい郷土

昭和十七年十二月十日印刷發行

三重縣公報(第三種郵便物認可)

三

重

縣

廳

三重縣津市下部田一六一九番地ノ二
印刷所三重縣一四五〇六番
振替口座番號名古屋一四五〇六番